

1.利用料金（利用者負担金）

①基本サービス費

【要介護の方：通常訪問1回あたり】

【単位：円】

サービス提供時間	料金		
	1割負担	2割負担	3割負担
①訪看Ⅰ・1（20分未満）	313	626	939
②訪看Ⅰ・2（20分以上30分未満）	470	940	1,410
③訪看Ⅰ・3（30分以上1時間未満）	821	1,642	2,463
④訪看Ⅰ・4（1時間以上1時間半未満）	1,125	2,250	3,375
定期巡回訪看（定期巡回・随時対応型事業所と連携 1月あたり）※	2,954	5,908	8,862

・利用者が要介護5の場合は、上記に1月あたり800円（2割負担の場合は1,600円、3割負担の場合は2,400円）が加算

・利用者の主治医が当該利用者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、1日につき97円（2割負担の場合は194円、3割負担の場合は291円）を減算

・准看護師が訪問看護サービスを提供した場合は、所定の金額の98%

【要支援の方：1回あたり】

【単位：円】

サービス提供時間	料金		
	1割負担	2割負担	3割負担
①予訪看Ⅰ・1（20分未満）	302	604	906
②予訪看Ⅰ・2（20分以上30分未満）	450	900	1,350
③予訪看Ⅰ・3（30分以上1時間未満）	792	1,584	2,376
④予訪看Ⅰ・4（1時間以上1時間半未満）	1,087	2,174	3,261

※1 准看護師が訪問看護サービスを提供した場合は、上記の金額の90%に相当する額となります。

※2 早朝夜間時には25%、深夜時には50%が上記に加算されます。

※3 やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、1回につき30分未満では254円（2割負担の場合は508円、3

割負担の場合は762円)、30分以上では402円(2割負担の場合は804円、3割負担の場合は1,206円)が加算されます。

②加算・減算

加算・減算名等	料金			算定要件
	1割負担	2割負担	3割負担	
緊急時 訪問看護 加算	574	1,148	1,722	計画的訪問以外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合
特別管理 加算 (Ⅰ)	500	1,000	1,500	在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている場合や、留置カテーテル等をしている状態の利用者にサービスを提供した場合
特別管理 加算 (Ⅱ)	250	500	750	在宅酸素指導療法を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態の利用者にサービスを提供した場合
ターミナルケア 加算※	2,000	4,000	6,000	死亡日及び死亡日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 死亡月に算定
初回 加算	300	600	900	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を実施した場合 初回実施日の属する月
看護・ 介護職員 連携強化 加算※	250	500	750	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引や胃ろうや腸ろうによる経管栄養等が必要な利用者に関わる計画の作成や訪問介護員に対する助言などの支援を行った場合
看護体制 強化加算 (Ⅱ) ※	200	400	600	前6ヶ月の利用者総数のうち50%に緊急時訪問看護加算、20%以上に特別管理加算、前12ヶ月に利用者1名以上にターミナルケア加算を算定している場合

看護体制強化加算 (要支援)	100	200	300	前6ヶ月の利用者総数のうち50%に緊急時訪問看護加算、20%以上に特別管理加算、前12ヶ月に利用者1名以上にターミナルケア加算を算定している場合
退院時共同指導加算	600	1,200	1,800	病院や診療所又は介護老人保健施設に入院もしくは入所中の方に対して主治医等と連携して、在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書にして提供した場合 退院退所時に1回に限り算定
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3	6	9	利用者に対し、指定訪問看護を行った場合 1回につき算定
サービス提供体制強化加算Ⅱ※	25	50	75	定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する利用者に対し、指定訪問看護を行った場合 1月につき算定

(※) は要介護者の方のみ

2.キャンセル料

キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

キャンセルの連絡をした日	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%

3.その他

利用料の減免、支払い方法については重要事項説明書をご確認ください。

1.利用料金（利用者負担金）

①-1 訪問看護基本療養費

基本療養費（1回あたり）イ：看護師等、ロ：准看護師 【単位：円】

項 目		料 金		
		1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ）イ	週3日目まで	555	1,110	1,665
	週4日目以降	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費（Ⅰ）ロ	週3日目まで	505	1,010	1,515
	週4日目以降	605	1,210	1,815
訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合				
訪問看護基本療養費（Ⅱ）イ （同一日に2人）	週3日目まで	555	1,110	1,665
	週4日目以降	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費（Ⅱ）イ （同一日に3人以上）	週3日目まで	278	556	834
	週4日目以降	328	656	984
訪問看護基本療養費（Ⅱ）ロ （同一日に2人）	週3日目まで	505	1,010	1,515
	週4日目以降	605	1,210	1,815
訪問看護基本療養費（Ⅱ）ロ （同一日に3人以上）	週3日目まで	253	506	759
	週4日目以降	303	606	909
同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合				
訪問看護基本療養費（Ⅲ）		850	1,700	2,550
入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合 入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等においては2回）に限り算定				

加算（1回あたり）

【単位：円】

項 目		料 金		
		1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問 加算イ（1日に2回）	同一日に1人又は2人	450	900	1,350
	同一日に3人以上	400	800	1,200
難病等複数回訪問 加算ロ（1日に3回以上）	同一日に1人又は2人	800	1,600	2,400
	同一日に3人以上	720	1,440	2,160
①同一建物に居住する複数の利用者へ同一日にサービスを提供した場合 ②厚生労働大臣が定める疾病等がある複数の利用者 ③特別訪問看護指示書期間の利用者に対して1日2回以上の訪問が必要な場合				
緊急訪問看護加算		265	530	795
長時間訪問看護加算		520	1,040	1,560
人工呼吸器を使用している状態等にある利用者に対して、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた場合				
複数名訪問看護加算	他の看護師	450	900	1,350
	他の准看護師	380	760	1,140
厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合				
夜間・早朝訪問看護加算		210	420	630
夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）にサービスの提供を行う場合				
深夜訪問看護加算		420	840	1,260
深夜（午後10時から午前6時まで）にサービスの提供を行う場合				

①-2 精神科訪問看護基本療養費

基本療養費（1回あたり） イ：看護師等、ロ：准看護師 【単位：円】

項 目		料 金		
		1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費（1）イ	週3日目まで30分以上	555	1,110	1,665
	週3日目まで30分未満	425	850	1,275
	週4日目以降30分以上	655	1,310	1,965
	週4日目以降30分未満	510	1,020	1,530

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）口	週3日目まで30分以上	505	1,010	1,515
	週3日目まで30分未満	387	774	1,161
	週4日目以降30分以上	605	1,210	1,815
	週4日目以降30分未満	472	944	1,416
精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合				
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）イ（同一日に2人）	週3日目まで30分以上	555	1,110	1,665
	週3日目まで30分未満	425	850	1,275
	週4日目以降30分以上	655	1,310	1,965
	週4日目以降30分未満	510	1,020	1,530
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）イ（同一日に3人以上）	週3日目まで30分以上	278	556	834
	週3日目まで30分未満	213	426	639
	週4日目以降30分以上	328	656	984
	週4日目以降30分未満	255	510	765
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）口（同一日に2人）	週3日目まで30分以上	505	1,010	1,515
	週3日目まで30分未満	387	774	1,161
	週4日目以降30分以上	605	1,210	1,815
	週4日目以降30分未満	472	944	1,416
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）口（同一日に3人以上）	週3日目まで30分以上	253	506	759
	週3日目まで30分未満	194	388	582
	週4日目以降30分以上	303	606	909
	週4日目以降30分未満	236	472	708
同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合				
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）		850	1,700	2,550
入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合				
入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等においては2回）に限り算定				

加算（1回あたり）

【単位：円】

項 目	料 金			
	1割負担	2割負担	3割負担	
長時間精神科訪問看護加算	520	1,040	1,560	
1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた場合				
複数名精神科訪問 看護加算	他の看護師	450	900	1,350
	他の准看護師	380	760	1,140
厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合				
夜間・早朝訪問看護加算	210	420	630	
夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）にサービスの提供を行う場合				
深夜訪問看護加算	420	840	1,260	
深夜（午後10時から午前6時まで）にサービスの提供を行う場合				

②訪問看護管理療養費（1回あたり）

【単位：円】

項 目	料 金		
	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日の訪問	744	1,488	2,232
2日目以降	300	600	900
24時間対応体制加算（1月あたり）	640	1,280	1,920
退院時共同指導加算	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	200	400	600
退院支援指導加算（退院日）	600	1,200	1,800
退院支援指導加算（退院日・長時間）	840	1,680	2,520
在宅患者連携指導加算（月1回）	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （月2回まで）	200	400	600
特別管理加算（月1回）	500	1,000	1,500
在宅悪性腫瘍・在宅気管切開・気管カニューレ・留置カテーテル使用状態等			
特別管理加算（月1回）	250	500	750
上記以外その他			

③訪問看護情報提供療養費

【単位：円】

項 目	料 金		
	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護情報提供療養費（月1回）	150	300	450

④訪問看護ターミナル療養費

【単位：円】

項 目	料 金		
	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ターミナルケア療養費	2,500	5,000	7,500